

「量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案 (終身刑導入関係)」に対する意見書

2008年11月18日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設すること(量刑議連の「刑法等の一部を改正する法律案」)には反対する。

第2 意見の理由

1 現行刑法と量刑制度を考える超党派の会の提案する終身刑の創設

(1) 現行刑法における刑罰体系

現行刑法第9条は、刑の種類として、「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。」と規定し、同法第12条1項及び同第13条1項は、それぞれ、「懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、1月以上20年以下とする。」、「禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、1月以上20年以下とする。」と規定している。そして、刑法第28条は、「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。」として、無期刑者にも仮釈放の機会が与えられる規定が設けられている。

(2) 量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案(事務局案)

本年8月26日、量刑制度を考える超党派の会(会長・加藤紘一衆議院議員)(以下「量刑議連」という。)は、死刑と無期刑の間に、恩赦による場合を除き仮釈放を認めない「終身刑」(以下「終身刑」という。)を創設する刑法改正の事務局案を提示し、今後これをたたき台に「刑法等の一部を改正する法律案」をまとめ、各党の賛同が得られれば、今秋召集の臨時国会に議員立法の形で提出する方針を固めた。同事務局案によれば、仮釈放のない終身の懲役刑及び禁錮刑を創設し(刑法第12条1項、同法第13条1項等の改正案)、現行法で法定刑として死刑と無期刑の双方が定められている罪について終身刑を設定すること(刑法各則・特別刑法の改正案)、刑の時効は死刑の30年、

無期刑の20年の中間の25年とすること(刑法第32条の改正案),
公訴時効は死刑の25年,無期刑の15年の中間の20年とすること(刑事訴訟法第250条の改正案),少年には終身刑を適用せず「無期刑又は10年以上15年以下の有期刑」に刑を緩和すること(少年法第51条の改正案),恩赦を認めることなどを内容としている。

(3) 量刑議連の終身刑創設の立法理由

量刑議連の事務局案によれば、「現在の我が国の量刑制度における死刑と無期刑のギャップを埋めるために、仮釈放のない終身刑を創設する必要がある。」というのが立法理由である。

同議連事務局が作成した「終身刑の創設のための刑法等の一部を改正する法律案(仮称)基本想定問答(案)」(未定稿)(以下「基本想定問答案」という。)によれば、「現行刑法においては、死刑に次ぐ重刑として無期刑が定められているが、死刑が不可逆的に生命を奪う刑であるのに対し、無期刑は最低10年を経過した時点で仮釈放が認められており、「死刑と無期刑との間に極めて大きなギャップが存在している」とし、「昨今の厳罰化の流れの中で、仮釈放までの服役期間が長期化」していることを認めながら、「それはあくまで矯正当局の運用による対処であって、死刑と無期刑との間の大きなギャップは法律上何ら解消されていない。」としている。

しかしながら、当連合会は、以下に述べるように、現行刑法に量刑議連が構想するような終身刑を創設しなければならない立法事実は存在しないと考えるものである。

2 無期刑と死刑の宣告と刑の執行状況

(1) 無期刑受刑者の飛躍的増加と無期刑の終身刑化

終身刑創設問題は、死刑と無期刑の関係を明確にし、死刑の宣告状況・執行状況及び無期刑の現状を把握して、これとの関係で終身刑を刑罰全体の中で位置づけることが可能であるかという視点から検討されなければならない。とりわけ、量刑議連が立法理由とする死刑と無期刑に大きなギャップがあるというためには、無期刑の実態を正しく把握しておく必要がある。

まず、矯正統計年報によると、無期刑受刑者の数は2007年末で1670名であり、1988年末の834名に比して2.0倍、1998年末の968名に比して1.7倍も増加していることを確認しておかなければならない。これを、司法統計年報の一審の無期刑言渡し数でみると、1988年が44名、1998年が47名であったものが、2004年に125名、2005年に119名となり2年連

続百の大台を超え、飛躍的に増加している（ただし、2006年は99名、2007年は74名）。この飛躍的増加は、最近の2003年から5年間の無期刑確定者の数が592名と全体の無期刑受刑者の約35%に上ることにも現れている。すなわち、無期刑確定者は、1991年から1993年までは20名台、1994年から1997年までは30名台で推移していたが、1998年以降急増し、2003年には117名と百台を突破し、2004年が115名、2005年が134名、2006年が135名、2007年が91名とここ数年でさらに激増している（検察統計年報）。

次に、無期刑受刑者が飛躍的に増加したにもかかわらず、これに比例して仮釈放を認められる者が増加することはなく、逆に仮釈放を認められる者が減少していることが指摘されなければならない。無期刑受刑者で仮釈放を許される者の数は、1989年から1998年までは概ね12～20名（ただし、1991年は34名、1996年は7名）で推移していたが、1999年以降は一桁台がみられるようになり、2006年は3名、2007年は1名であった（矯正統計年報）。さらに遡れば、昭和40年代から昭和50年代には、平均すると1年間に60名以上の無期刑受刑者が仮釈放を許可されていたことからすれば隔世の感があり、無期刑受刑者の急増にもかかわらず、仮釈放が認められるのはますます狭き門となる傾向にある。

これに加えて、仮釈放者の平均在所期間も、1989年から1994年までは18～19年（ただし、1990年は20年3月）であったものが、1995年以降は20年を常時超え、漸増を続け、2004年には25年を超え、2007年には31年10月にまで至っている（矯正統計年報）。平均在所期間が25年間から31年間に達しているということを見ると、仮釈放までの25年から30年をはるかに超える者が多数いることが容易に推定できる。社会民主党近藤正道参議院議員の資料要求に対する法務省矯正局の本年5月2日付回答書によると、25年以上在所している無期刑受刑者は192名にも上っている。25年以上30年未満の者が105名いるので、30年以上在所してなお仮釈放の認められない者だけでも87名いることになる。その内訳は、30年以上35年未満の者が41名、35年以上40年未満の者が22名、40年以上45年未満の者が8名、45年以上50年未満の者が10名、長期では、50年以上55年未満の者が5名、55年以上の者も1名在監していることが判明している。

このような状況の中であって、最近10年間の仮釈放を許された無期刑受刑者の合計数が79名であるのに対し、刑務所内で死亡する無

期刑受刑者の合計数が120名であり、いわゆる獄死する者の数が仮釈放者の数を大きく上回っているのが現状である。このような現状は、無期刑は終身刑化している証左と言わなければならない。

(2) 死刑判決と死刑執行の急増

他方、このような厳罰化傾向は、死刑判決の増加にもみることができる。死刑判決数は、司法統計年報によって、1992年から1999年までと2000年から2007年までの各8年間の死刑判決言渡し数（死刑判決を維持したものを含む。）を比較すると、地方裁判所では43件が109件（約2.5倍）に、高等裁判所では31件が124件（約4.0倍）に、最高裁判所では33件が68件（約2.1倍）に、それぞれ増加している。ちなみに、同様の期間の無期判決の推移を比較すると、地方裁判所では329件が771件（約2.3倍）に、高等裁判所では197件が563件（約2.9倍）に、最高裁判所では87件が368件（約4.2倍）と死刑判決同様に増加している（司法統計年報）。

また、死刑判決の増加の当然の結果として死刑確定者も増加している。この10年間の死刑確定者の数は、1998年から2003年までは2名～7名で推移していたにもかかわらず、2004年以降は、2004年が14名、2005年が11名、2006年が21名、2007年が23名と急増している（検察統計年報）。

さらに、死刑執行の数も、1998年から2006年までは年間1～6名で推移していたが、2007年は9名、2008年は10月29日現在で15名と急増している。死刑確定者の年末収容人員も、1993年から2003年までは51～56名と50台で推移していたものが、2004年が66名、2005年が77名、2006年が94名、2007年が107名と急増している。

(3) 死刑確定者及び無期刑受刑者の急増と無期刑の終身刑化の背景

ところで、このような死刑確定者や無期刑受刑者の増加は、死刑判決や無期判決が言い渡される殺人や強盗致死といった重大事犯の増加に伴って増加しているわけではない。犯罪白書によると、殺人や強盗致死の認知件数や検挙人員は、ここ20年横ばい状態にある。その意味では、凶悪事件が増えて治安が悪化したから厳罰化がなされたのではなく、法務検察主導で人為的に量刑基準が引き上げられ、これを事実上裁判所が追認した結果、これらの犯罪を起こした者に対する厳罰主義が日常的になったために生じたものである。

死刑判決には、こうした厳罰主義の傾向を端的にみてとることができ、従来では死刑判決とはならなかったと思われる事案において死刑

が言い渡されるものが数多く見られる。死刑は、1983年のいわゆる永山最高裁判決以降、殺害被害者1名の場合には、同種無期刑前科のある者の仮釈放中、身代金目的誘拐、保険金目的の事案において、抑制的に言い渡されてきたが、近年はこの枠組みを超えて死刑判決が言い渡されている。また、殺害被害者2名の事案の場合でも、昭和60年から平成15年までに死刑を求刑された73件のうち約半分の37件において無期刑が言い渡されていたところ、2006年の光市事件最高裁判所差戻判決は、死刑を例外的な刑罰とはせず、犯罪の客観的な側面が悪質な場合は原則として死刑であり、特に酌量すべき事情がある場合に限り死刑が回避されるという考えを示し、近年では殺害被害者が2名の事案では死刑求刑事件のほとんどに死刑判決が言い渡されている。このような死刑判決の急増は、死刑判決を拡大しなければならない必要性等について十分な論議をすることなく、また判例変更等の手続もないまま、なし崩し的になされたものであるとすることができる。

しかも、この厳罰化傾向は、法定刑や処断刑の長期化にとどまらず、矯正や保護の分野にまで浸透しつつある。たとえば、矯正の段階で行われている検察庁秘密通達のいわゆるマル特無期刑や、保護の分野における地方更生保護委員会による仮釈放判断の厳格化にも法務検察の影響が強く、仮釈放を難しくしており、無期刑受刑者の仮釈放に至っては絶望的でさえある。刑事施設の長が、法務省令で定める基準に該当すると認めて、地方更生保護委員会に仮釈放を許す旨の申出（更生保護法第34条第1項）をしても無期刑受刑者の仮釈放棄却率は20%であり、その他の刑の受刑者の仮釈放棄却率の4%に比し、著しく狭き門になっている。無期刑受刑者に関しては、矯正の現場が保護の分野の地方更生保護委員会の仮釈放許可の判断に困惑しているとさえ思われる。

このような日本における無期刑受刑者の実態は、実質的に国際人権（自由権）規約第9条に定める恣意的な拘禁になっていると考えられ、同規約第10条3項に定める受刑者に対する「矯正と社会復帰を基本的な目的とする処遇」にも違反するものである。

さらに、仮釈放許可基準が国民にもわかりにくく、仮釈放許可基準の明確化・適正化など仮釈放制度のあり方の見直しが急務であるにもかかわらず、更生保護法が施行された今日に至るも、その明確化・適正化がなされていない。また、当連合会は、昨年3月22日付「更生保護法案に対する意見書」でも指摘したように、仮釈放の審理を活性化し、停滞している仮釈放が適正に運用されるようにするために、中

中央更生保護審査会及び地方更生保護委員会の人的構成を見直し、学者、弁護士、医師、福祉の専門家等幅広い層からの人材を登用し、組織の独立性・透明性を保てるようにすることによって准司法機関化すべきことを強調したが、その改革もなされていない。

ところで、2006年6月27日付「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書では、更生保護法の成立に先立って、仮釈放の有用性を認め、仮釈放のあり方の見直しや仮釈放許可基準の明確化を提唱していたが、法務省は、本年8月になって、ようやく、量刑議連の終身刑創設を牽制する趣旨とは思われるが、保岡興治前法務大臣の下で、仮釈放制度の見直し（組織のあり方、運営の方法、仮釈放許可基準の透明化・客観化・明確化）についての勉強会を発足させた。法務省のこの勉強会では、仮釈放許可基準を厳しくする方向での明確化が検討されているようであり、当連合会としては、その方向での明確化には同意できないものの、少なくとも仮釈放許可基準の明確化や地方更生保護委員会の組織や運営のあり方を改革し国民の前に明らかにする中で無期刑受刑者の実態に迫ることなしには、死刑と無期刑との間には大きなギャップがあるとは軽々と言うことはできないと考えざるをえない。

(4) 終身刑の刑罰としての曖昧さ

以上みてきたように、無期刑受刑者は著しく増加しているにも関わらず、仮釈放が許可される者が極めて限られており、在所期間25年を超える者（192名）が全体（1670名）の1割以上もあり、前記のとおり、仮釈放者を許された者の数（過去10年間で79名）が刑事施設で死亡した者の数（過去10年間で120名）を遙かに下回ることからみても、無期刑が終身刑化していることは明らかである。これまで秘密裏に実施されてきたマル特無期刑者の問題、地方更生保護委員会のあり方、恩赦や仮釈放の運用のあり方、仮釈放許可基準の不明確さといった不透明かつ閉鎖的な制度等が是正されないままで、そこに終身刑を創設すれば、終身刑化している無期刑と終身刑との間のすみ分けを困難にし、現実にも刑適用における混乱を避けることができない。とりわけ、死刑を存置したままの終身刑の創設は、世界にも先進国ではアメリカの一部にしか類がなく、死刑という絶望の刑罰に、終身刑というもう一つの絶望を付け加えるものであり、にわかになんかこれを是認することができない。

(5) 終身刑の創設と厳罰化の流れの関係について

ここ数年の死刑確定者と無期刑受刑者の激増によって明らかのように、日本の刑事司法は厳罰化時代に突入している。このような時代に、

死刑を存置したまま，終身刑を創設することによる刑罰適用の将来予測についてはいろいろな考え方がある。

当連合会の中にも，終身刑が創設されることによって死刑判決が回避されるという立場の者も有力に存在する（後述7の(1)参照）。量刑議連中の「死刑廃止を推進する議員連盟」所属議員も同様の立場に立っている。もっとも，この見解に対しては，先進国唯一の死刑と終身刑の制度を持つアメリカの学者から「ほとんどの州では，終身刑が導入されても，死刑判決の数には少ししか影響がなかった。終身刑になった被告の多くは，たとえ終身刑がなくても死刑判決を避けられる人々だった。逆に，終身刑が存在することで刑が重くなる傾向にある。」という指摘がなされている（ハワイ大学教授・デビッド・ジョンソン・2008年6月20日付朝日新聞朝刊）。

当連合会は，厳罰化刑事司法下にある現状の日本においては，前記のような反対意見があるものの，大方の意見としては，死刑と併存する形での終身刑の創設は，従来なら無期刑判決を受けた者の相当数を終身刑判決に格上げする役割を担うだけであって，死刑判決を大きく減らすことはないものとするものである。このことは，とりわけ，被害者等が参加した裁判において，検察官が無期刑を求刑し，被害者等が死刑を求刑した場合の判決内容になって現れることが予想される。仮にこのような予測がはっきりと立てられないとしても，少なくとも，終身刑を創設することによって厳罰化がさらに進む可能性が残っている限り，その創設には慎重であるべきである。また，そもそも，終身刑を含む死刑に代わる最高刑のあり方については，死刑執行を停止した上で，検討するというのがこれまでの当連合会の考え方である（2002年11月22日付「死刑制度問題に関する提言」）ことからすれば，死刑執行の停止のないままでの終身刑導入には消極にならざるを得ない。

3 矯正処遇・保護の現状について

(1) 矯正処遇・保護の理念と終身刑

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第30条は，「受刑者の処遇は，その者の資質及び環境に応じ，その自覚に訴え，改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うもの」とされている。

また，更生保護法第1条は，「犯罪をした者及び非行のある少年に対し，社会内において適切な処遇を行うことにより，再び犯罪をすることを防ぎ，又はその非行をなくし，これらの者が善良な社会の一員と

して自立し，改善更生することを助けるとともに，恩赦の適正な運用を図るほか，犯罪予防の活動の促進等を行い，もって，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定している。これらの法律の背後には，人は変わりうるということを前提にし，犯罪者の改善更生を図り，社会復帰を図るという理念がある。この意味で，仮釈放の可能性のある無期刑受刑者には改善更生や社会復帰に向けた処遇がなされているが，死刑確定者にはこれらが全く予定されていない。そして，仮釈放のない終身刑受刑者についても，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第30条はその存在を全く予定していない。このような中で，今回導入されようとしている終身刑受刑者が，受刑者の中でどのように位置づけられ，どのように処遇されるのが全く不明確である。

(2) 矯正処遇の現場からみた問題点

無期刑受刑者は，部屋割りも刑務作業もすべて一般受刑者と同じ扱いで処遇されている。無期刑受刑者も一般の受刑者も，改善更生と社会復帰に向けた処遇が行われ，仮釈放という希望がある点では同じである。希望の存在は人を前向きにし，立ち直るきっかけにもなる。無期刑受刑者の仮釈放が困難になっているとはいえ，仮釈放の希望に賭けて毎日を過ごしている。

他方，死刑確定者は，拘置所の独房に収容され，刑務作業は行われない。元刑務官によれば，刑務官は「殺さず，狂わさず」を基本に時間をかけて信頼関係を醸成し，執行までに償いの気持ちを抱かせようと力を注いでおり，1名の死刑確定者を担当する労力や精神的負担は，一般の被告人や受刑者50名分と同等かそれ以上になるという（坂本敏夫元刑務官・2008年6月8日付朝日新聞朝刊）。

終身刑が創設されれば，終身刑受刑者には，仮釈放という希望が絶たれており，単に社会から隔離されているだけで，日々生きていく上での支えもない状態になる。一生閉じ込められていることに変わりが無いのであるから懲罰事由に当たることをしても何の効果もなく，刑務所内の秩序を維持することも難しくなる。

また，そもそも，終身刑受刑者には，死刑確定者と同様の処遇をすることになるのか，それとも改善更生と社会復帰に向けた処遇をするのか。前者だとすれば，隔離されて死を待つだけの存在となり，終身刑受刑者の処遇は死刑確定者並みということになり，これと向き合う刑務官の労力は処遇期間が長期化する点で死刑確定者以上の労力が必要となる。後者だとすれば，仮釈放の希望が全くない終身刑受刑者に改善更生や社会復帰に向けた処遇が何故必要かという問題が生じる。

さらに、仮にこのような処遇をすることで、終身刑受刑者を一般の受刑者と一緒に処遇するのかという問題もある。懲罰が意味を持つ仮釈放の可能性のある受刑者と懲罰が意味を持たない終身刑受刑者を一緒に処遇できないという意見もある。加えて、終身刑受刑者にかかる費用も税金から支出されるのであるから無視できないとする意見もある。この意味では、終身刑の創設は、終身刑受刑者にとっても、刑務所や刑務官にとっても不都合だらけの制度であると言わなければならない。

量刑議連事務局作成の「基本想定問答案」によれば、終身刑を創設しても、個別恩赦による無期刑への減軽の上で仮釈放の可能性を残すものであるため、終身刑受刑者の処遇上の困難さは、長期受刑者に共通した課題であり、個別恩赦の運用のあり方や終身刑受刑者等の処遇のあり方について工夫・検討することによって対処していくべきであるとしている。

しかし、個別恩赦の運用を活性化する必要性は理解ができるものの、少なくとも、その先の現在低迷している仮釈放制度の活性化と一緒に進めなければ、終身刑受刑者にとっては、社会復帰そのものが絵空事にしかならないということを銘記すべきであろう。また、終身刑受刑者の処遇のあり方についても、抽象論ではなく、矯正の現場を踏まえた具体的な提言をしていくことなしに終身刑を創設することは、矯正の現場を混乱させかねないという危険もあると考えられる。

4 量刑議連の提案する終身刑の問題点

今回事務局案を提案した量刑議連を構成するメンバーには「死刑廃止を推進する議員連盟」の所属議員と死刑存置を前提とする議員集団が混在している。量刑議連の勉強会では、死刑の存廃について検討することなしに、それぞれの見方で終身刑の創設を論議している。

もっとも、量刑議連事務局の作成した「終身刑の創設のための刑法等の一部を改正する法律案（仮称）概要」によると、量刑議連の終身刑には、「恩赦制度を十分機能させるため、何らかの法的手当が必要ではないか。例えば、現在施行規則に定められている受刑者による刑事施設の長等への恩赦出願制度を法律レベルに高め、かつ、受刑者から更生保護審査会への直接的な恩赦上申権を認めるなど、恩赦法上の新たな立法措置を設ける」ことなどが検討中であるとしている。この考え方は、終身刑の創設の有無の当否を別にすれば、終身刑受刑者であっても、一生閉じ込めておくのではなく、恩赦制度の利用を活発化することによって釈放の可能性を保障しようとしている点で、当連合会としても一応同意できるところである。しかしながら、現状の懲罰

化刑事司法の下で、恩赦制度の利用がどの程度活性化するのが不透明であり、仮に恩赦制度が活性化したとしても、前記のとおり、低迷している仮釈放制度の活性化と一体の改革を行わなければ、無期刑受刑者の社会復帰の可能性は極めて難しく、量刑議連が検討しようとしている恩赦制度の活性化だけでは、刑務官や終身刑受刑者に対し処遇の上での効果的な動機付けを与えることができない。

(1) 死刑廃止を推進する議員連盟の立場からの量刑議連の事務局案の問題点

前記のとおり、死刑廃止を推進する議員連盟の主要メンバーは、これまでは死刑判決しかあり得なかった者の中から終身刑判決がなされる者が増え、結果として死刑判決が減少するとして終身刑の創設に賛成している。前述したとおり、当連合会の一部にもこのように考える者はいる（後述7の(1)参照）。

しかしながら、当連合会においては、終身刑の創設は、前記のとおり、これまでは無期刑判決だった者を終身刑判決に格上げする役割を担うことはあっても死刑判決を大きく減少させることはないし、少なくとも、死刑と併存した終身刑の創設は、厳罰化刑事司法が行われている現状では、厳罰化に利用される可能性を否定できないので慎重であるべきであるとする考え方が大勢を占めている。

(2) 死刑存置論の立場からの量刑議連の事務局案の問題点

量刑議連の中の死刑存置論者は、来年5月21日に施行される裁判員裁判に向けて、裁判員が死刑が問題となる事件に関わった場合の負担軽減を図るために、終身刑の創設が必要であることを強調する。そのような見解は、死刑と無期懲役刑の間にはギャップがあることを前提として、ギャップのある刑罰のうちいずれかの選択を迫られる事態のあることが裁判員の負担として顕在化するので、終身刑を創設してギャップを埋めることで裁判員の負担軽減を図るべきと主張しているものと考えられる。しかしながら、前提として上記のようなギャップがあるのか、もしあるとした場合には、それを解消するためにどのような方策が適切なのかという点について、刑罰のあり方という観点からの議論こそがなされるべきであって、裁判員の負担軽減という見地から議論をするのは本末転倒である。

5 諸外国の実情

(1) ドイツ

ドイツ連邦共和国では、ボン基本法第102条により、1949年に死刑が廃止されて以来「終身自由刑」が最高刑になっている。終身

刑については、死刑廃止後、憲法（人間の尊厳は弾劾できないものである）適合性が争われ、1977年、連邦憲法裁判所は、「謀殺に対する終身刑は、終身自由刑受刑者のための適切な釈放手続が法律により規定されるというように、一定の指導原則が尊重されるのであれば合憲である」とした。これを受けて、1981年から、保護観察のための残刑の執行停止（仮釈放）が終身自由刑受刑者に対しても導入されるようになった。刑法第75条aは、保護観察のための残刑の執行停止（仮釈放）の条件として15年の最短服役期間と刑確定者の責任が引き続き刑の執行を要求するほど特に重大でないときとしている。連邦憲法裁判所は、刑法第57条aについて、15年の服役期間は通常の場合であって、それを超える拘禁は例外であると解釈している（クラウスラウベントール著・土井政和・堀雄訳「ドイツ行刑法」348頁）。

終身自由刑受刑者の行刑施設での平均服役期間は、現在約20年である。終身刑を宣告され、2002年に釈放された受刑者33名の場合、平均服役期間は17年、最短は14年、最長は36年であった。

恩赦手続によって、確定した終身自由刑について、執行の変更または停止を求めることもできる。恩赦手続は、恩赦請願もしくは職権で開始される。

(2) フランス

1981年の死刑廃止後、それまで死刑が科せられていた計画的殺人に対しては「無期刑」が適用されるようになった。そして、刑期のうち一定期間は仮釈放、刑の分割、外出許可等を許さない「保安期間」制度を改正し、無期刑についての保安期間は自動的に18年、裁判所の判断によっては例外的に22年、15歳未満の未成年者に対する強姦・拷問または野蛮行為を伴う謀殺・故殺に対しては重罪法院が特別の評決をもって最長30年まで延長できるものとした。もっとも、特別法でこの保安期間を無制限とすることも可能にして、事実上の終身刑の導入も図った。ただし、刑の言渡し後30年を経過したときは、5名の破棄院判事により構成される委員会が3名の精神医学者により構成される鑑定団の意見を聴取して重罪院の決定を止めることができるとしている。2004年末現在の無期刑受刑者数は538名である。

無期刑受刑者も保安期間が経過すれば仮釈放が可能になる。しかし、フランスにおける仮釈放制度は衰退過程にあると言われていた。そこで、2000年の無罪推定法の成立を機に、同法により、無期刑受刑者の仮釈放に関する司法大臣の決定権限を廃止し、仮釈放に関する決定は受刑者の申請もしくは検察官の意見書の提出によって地方仮釈放裁判所が刑罰適用委員会の意見を聴取して行うこととなった。刑の内

容の変更が司法機関によってなされるようになったわけである。さらに、その決定に対して中央仮釈放裁判所への上訴も可能とするなどの改革が行われており、これらは仮釈放制度を再活性化させようとするものといえる。1995年から2001年の間には、平均して1年間に8名が仮釈放を得ていたにすぎなかったが、2000年の法改正後、2001年から2004年には1年間に平均26名が仮釈放となっている。

1958年の第5共和国憲法第17条は、共和国大統領に恩赦権を与えている。刑の言渡しを受けた者が大統領に恩赦の申請することができる。恩赦は個別的になされることもあれば、国家の祝日などに集団的になされることもある（赤池一将・「フランスにおける長期受刑者の現状と課題」、「フランスにおける仮釈放改革と司法大臣諮問委員会の提言について」、「フランスにおける死刑廃止後の仮釈放制度とある無期懲役囚の軌跡」）。

(3) イギリス

イギリスにおいては、1965年に謀殺罪の死刑が事実上廃止されて以来、無期刑が最高刑となっている。無期刑は基本的に将来の仮釈放を予定した制度である。

無期刑は大きく分けて3種類ある。謀殺罪に対する必要的無期刑、謀殺以外の重大犯罪（人の生命・身体に重大な損害を与える暴力犯罪など）で有罪となった場合に裁判官の裁量によって科される裁量的無期刑、そして1997年の犯罪（量刑）法により過去に暴力・性犯罪で有罪判決を受けて再び同種同犯で有罪となった場合に原則として科される自動無期刑である。

無期刑に関しては最低拘禁期間（タリフ）が定められ、タリフが終了するまでは仮釈放の可能性はない。必要的無期刑受刑者のタリフは内務大臣が定め、裁量的無期刑受刑者及び自動的無期刑受刑者のタリフは裁判官が公開の法廷で定めるとされている。

実際に設定されたタリフをみると、必要的無期刑については11年以上16年未満、裁量的無期刑については6年から11年未満が過半数を占めている（1998年時点）。

無期刑受刑者は、2002年6月30日の時点で5150名である。そのうち、70%以上が謀殺である。97年に仮釈放となった者は90名であったが、2002年には150名にまで増加している。必要的無期刑受刑者の仮釈放者の平均拘禁期間は、1992年には12.4年、2002年には13.7年である。

終身タリフとなっている者も少数ながら存在する（2000年の時

点で20数名)。これらの受刑者については、25年間拘禁された時点で、有期タリフに変更するかどうかを内務省副大臣によって審査され、その後も5年ごとに審査がある。有期タリフに変更されると、仮釈放の可能性が出てくる。

(4) オランダ

1982年に死刑を全面廃止したオランダにおいて、最も重い刑は仮釈放のない終身刑であるが、終身刑が科されることは、むしろ稀であると言われていた(ペーター・タック著・中山研一ほか訳「オランダ刑事司法入門 組織と運用」)。しかし、近時厳罰化の傾向が見られ、終身刑の判決件数は2006年に10件であり、2005年の9件(それまでの過去最多)を上回った。2006年には、地裁が言い渡した有期禁錮刑が控訴審で終身刑に引き上げられたケースが2件あった。終身刑受刑者についても、恩赦による仮釈放の可能性はある。ただし、恩赦はここ20年来実施されていない。2006年末現在、終身刑で服役している受刑者は33名であり、そのうち、最も長く服役しているのは、少女3名の性的暴行並びに殺人罪で1982年に終身刑を言い渡された者である。2006年2月には、有期禁錮刑の最長期間が20年から30年に引き上げられており、その後1件に対して同刑が適用された。

(5) アメリカ

アメリカ合衆国では、現在、連邦と36の州が死刑制度を維持し、14の州とコロンビア特別区(ワシントンDC)では死刑が廃止されている。イリノイ州では、2001年に州知事が死刑執行を停止し、2003年には司法制度に問題があるとして死刑囚167名を一括減刑している。また、ニュージャージー州では、2006年1月に死刑の執行を停止する法律が成立し、その後2007年12月に法律によって死刑を廃止し、廃止後の最高刑として仮釈放のない終身刑を導入している。

仮釈放を許さない終身刑は、死刑存置の連邦及び36州中35州で、死刑廃止の14州中13州で導入されている(量刑議連が引用する法務省提供資料は昨年死刑を廃止したニュージャージー州を死刑存置州にカウントしているため数字が合っていない。)

2007年の米国の死刑執行者数は過去13年で最も少ない42名であり、死刑情報センターによると死刑を宣告される数も減少している。

もともと、アメリカの大半の州は、1970年台初頭になってから、終身刑の導入、復活、もしくはそれらを検討し始めた。アメリカでは、

死刑の違憲性を検討するために、1972年から76年まで死刑制度を停止していたが、絶対的終身刑（仮釈放のない終身刑）は、死刑が廃止されるかもしれないという可能性を見越して各州がとった戦略であった。結局、死刑は違憲とはならず、1976年に死刑制度が復活したことで、死刑と絶対的終身刑という2つの「死刑」をもつ羽目になったと言われている（坂上香・「ふたつの『死刑』制度 日米の『殺す』文化を考え直す」=世界2008年9月号177頁以下）。

終身刑受刑者は、仮釈放の資格はないが減刑及び刑の免除の資格は有している。1938年以降、459名の終身刑受刑者が恩赦により釈放されている。その平均収容期間は30年である。しかし、釈放者数は知事によって変動があるという。

ちなみに、死刑を廃止したミシガン州の例であるが、終身刑受刑者に対しては、特別の処遇プログラムは用意されておらず、原則として、他の受刑者と同様の処遇を受けるが、構外作業の許可等については制限があるという。

(6) 韓国

韓国は、死刑に次ぐ刑として無期徒刑を定めている。日本と異なり、無期徒刑受刑者に対する仮釈放の積極的な運用が行われている。圧倒的多数が20年以内に仮釈放となり、25年を超える無期徒刑受刑者はいない（2004年7月時点の資料によれば、無期徒刑受刑者の拘禁期間は、10年未満で852名、20年未満で177名、25年未満で2名であった）。

また、韓国では、1998年に金大中大統領が就任して以来、死刑の執行が停止され、2003年に就任した盧武鉉大統領も執行停止の方針を維持したため、2007年12月には死刑執行停止期間が10年に達し、アムネスティ・インターナショナルによって「事実上の死刑廃止国」に分類されている。2005年2月以降何度か、死刑廃止法案が国会に提出され、現在も審議中である。死刑廃止後の最高刑として仮釈放の可能性のない終身刑の導入を提案する議員立法案も出されている。

(7) 台湾

台湾では、死刑に次ぐ最高刑として無期徒刑がある。台湾刑法第77条は、25年を経過した後に仮釈放を許すことができるとしている。

なお、最近の約3年間は、死刑の執行を停止している状態で、様々な宗教団体による死刑廃止の動きがある。

(8) 中国

中華人民共和国では、死刑存置国であり、死刑判決が頻繁に出され

ているが、1997年に仮釈放のない終身刑を導入している。仮釈放を許す無期刑については、10年で仮釈放が可能となる。

(9) まとめ

終身刑については、死刑廃止国にあっても、極めて稀な制度であり、ヨーロッパでも死刑に代わるものとしてオランダにあるだけであり、死刑を存置しながら、無期刑とは別に、仮釈放の可能性のない終身刑を導入しているのは、アメリカの連邦と35の州並びに中国に例を見るだけである。そのアメリカも、近時、死刑判決は減少してきており、死刑執行者数も少なくなってきた。また、ニュージャージー州のように死刑制度を廃止するところも生じてきており、流動的な状況にある。前記のとおり、もともと、アメリカは、死刑制度の廃止を見越して仮釈放のない終身刑を導入したものの、予期に反して死刑制度が復活したため、死刑と終身刑を併存させた国でもある。そして、そのアメリカでは、終身刑を導入しても、死刑判決は少ししか減少せず、終身刑が存在することで刑が重くなる傾向にあるという指摘もある。

諸外国の例と言っても、死刑を廃止している国でさえ、前記のオランダを除くほとんどの国は仮釈放の可能性のある無期刑を導入しているという現実を直視するとき、死刑存置国においても、中国はともかくとして、アメリカの多くの州に死刑と終身刑の併用が認められているからというだけでは、その歴史的な経過からも、日本にこれを導入するための先例とはなり得ないものと考えざるを得ない。むしろ、世界は、死刑を廃止する方向に動いており、隣国の韓国や台湾もその傾向にあるということの方にこそ、日本が学ばなければならないものがある。仮釈放の可能性のない終身刑は、諸外国の例を見ると、死刑の代替刑としてのみその存在根拠があるものとするのが素直な考え方である。

6 その他の問題点

(1) 国の刑事基本法たる刑法改正に関して法制審議会の審議を経ない立法上の問題

法務省組織令第58条1号は「法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること。」として、本件のような刑法という基本法の改正するにあたっては、それが国民の権利義務の根幹に関わるものであることから、法律専門家のほか有識者や関係各府省の者によって構成される法制審議会を開催し、比較法的な見地など幅広い観点からの検討を踏まえた論議がなされるのが通例である（もっとも、この法制審議会、とりわけ刑事関連部会が委

員の構成等も含め国民の意見を十分に反映した形で行われているのかについては問題がないわけではない。)。量刑議連が提案する終身刑の創設を内容とする刑法改正は、この法制審議会の論議を前提としていない。

量刑議連事務局案の基本想定問答案によれば、「平成21年5月21日に裁判員制度が導入され、一般市民たる裁判員が死刑と無期刑との大きなギャップを前に量刑判断に迷い、裁判員制度の運用において多大な混乱を招くおそれがあることから、そのギャップを法律上解消することは喫緊の課題である」ということを理由に、法制審議会の論議を省略することを正当化している。しかしながら、既に述べてきたように、死刑と無期刑との間には、無期刑の終身刑化の現状に照らして、大きなギャップはなく、法制審議会の審議を省略する根拠とはなり得ないものである。また、過去において、法制審議会の審議を経ることなく行われた商法改正は、いわば経団連（日本経済団体連合会）主導で立法化が行われた極めて稀なケースであり、かつ、商法と異なり刑罰の創設という国民の人身の自由に直結するような刑法改正の場合に例外を認める理由とはならないものである。

(2) 過剰収容の加速化と終身刑受刑者に対する国費の支出増

法務省では、現在、刑事施設の過剰収容に対する対策を模索するために、法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会が開かれているが、量刑議連が提案する終身刑を導入することは、ただでさえ無期刑受刑者の在所期間が長期化している現状に拍車をかけて、さらに在所期間を長期化させるものであり、過剰収容を加速化させる契機を内包するものであるとともに、前記のとおり、このような終身刑受刑者のために支出する国費も増大させるものである。

7 結論

(1) 当連合会の審議状況

当連合会は、量刑議連の終身刑の創設論議が過熱化する状況を踏まえ、本年7月から、会内に、この問題に対する関心の高い委員会の委員を構成メンバーとする量刑制度に関する検討ワーキンググループを設けて、刑罰制度のあり方を基本視点に、終身刑の創設の是非を集中的に論議してきた。

当連合会は、ワーキンググループの審議の中で、まず、現状の死刑と無期刑の実態を知れば知るほど、終身刑を創設することよりも先に、法務検察主導の厳罰化傾向にある量刑基準の明確化・適正化、恩赦制度のあり方、無期刑受刑者を含む現状の仮釈放のあり方（受刑者に対

する仮釈放審査請求権の付与，仮釈放手続に関する弁護人選任権の保障，仮釈放審査ヒアリングの開催，仮釈放審査基準の客観化，環境調整と社会的サポートの組織化，地方更生保護委員会の人的構成の見直しと准司法機関化，仮釈放不許可決定に対する不服申立の許容，長期的には漸次制などの義務的仮釈放制度の導入等），とりわけ地方更生委員会の准司法機関化や仮釈放許可基準の明確化・適正化という改革こそが不可欠であると考えられるものである。

前記のとおり，当連合会の中にも，終身刑が創設されれば，これまでは死刑判決しかあり得なかった者の中に終身刑判決がなされるものが増え，結果として死刑判決が減少するとして，終身刑の導入に賛成とする意見も存在する。この考え方は，一部アンケート（livedoor ニュースのアンケート）では終身刑導入を求めている市民が多いことをも根拠にしつつ，「死刑と無期では差があり過ぎる。もし制度があれば終身刑を選択した」と断言する元裁判官の声（例えば，2008年3月21日付毎日新聞朝刊「被告の死を望んでなかった」）や，殺害被害者2名事案において，従来なら死刑求刑事件の半数が死刑判決を回避されていたのに，今やほぼすべてが死刑判決を受けているという硬直化した判断がなされる現状では，終身刑があれば有力な弁護側の手段となりうるとする意見などを踏まえてのものである。そこには，激増する死刑判決を1件でも多く減らしたいという悲壮なまでに切実な思いがある。

しかしながら，当連合会においては，仮釈放のない終身刑の創設は，既に述べてきたように，厳罰化刑事司法の下では，死刑をほとんど減少させることにはならず，現行では無期刑に過ぎなかった者の相当数を終身刑にする形で運用される可能性が高いと考えられるので，その創設には反対すべきという意見が大勢を占めている。この考え方は，敷衍すれば，前記の将来予測を前提として，終身刑を創設して死刑判決を1件減らすために，従来なら無期刑判決が受けられた者の相当数を終身刑にすることは許されないのではないかとするものであり，死刑とは，生物学的な意味でのものだけでなく，社会的な意味でも存在しているとし，それが終身刑であるとするものである。これは，同時に，厳罰化の中で増加する死刑判決を減少させるために，更なる厳罰化をもって望むのではなく，当連合会が指摘してきた死刑制度をめぐる様々な問題点の改善や，死刑事件弁護の充実といった取組によって死刑の減少を目指すべきであるという立場でもある。

なお，当連合会においては，これらのほかに，終身刑の創設には基本的に反対しつつも，量刑議連があくまでも終身刑の創設にこだわ

り、その立法化を推し進めるといっているのであれば、本筋では、法務検察主導の矯正実務（検察庁秘密通達のマル特無期刑の存在）や保護実務（地方更生保護委員会の仮釈放審理のあり方）の見直しが急務であるものの、法務検察（行政）の専横を許さないという意味で、立法をもって、無期刑という言葉を終身刑と改め、その終身刑の中に、現行の10年を経過した時点で仮釈放を可能とする者（軽終身刑）のほかに、20年の経過を要する者（終身刑）、30年の経過を要する者（重終身刑）を創設するか、あるいは、最低服役期間を10年から30年までの間とする改正を行い、裁判官に最低服役期間を決定させる制度を創設する対案を出すべきだという意見も出されている。この考え方によれば、無期刑の事実上の終身刑化によって死刑と無期刑の間にはギャップがないとは言えても、法制度上は死刑と無期刑との間には大きなギャップがあるからこれを是正するために終身刑の創設が必要であるとする考え方（量刑議連等の考え方）に対しても、終身刑を創設することなく、法制度上でのギャップも埋めているという反論が可能になる。

(2) 結論

よって、当連合会は、いずれにしても、無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設すること（量刑議連の「刑法等の一部を改正する法律案」）には反対する。

以 上